

2023年度 課題研究指導実施方針

教 員 名	金子輝雄
指 導 分 野	<p>租税法に関する研究</p> <p>所得課税制度（法人税及び所得税）に関する研究を中心とする。交際費の課税制度とその問題点、所得控除制度の国際比較、法人税法における公正処理基準、無償譲渡における課税問題、組織再編税制における行為・計算の否認の法理、宗教法人に対する収益事業課税、高額な役員給与の課税問題、多国籍企業のタックス・マネジメント等の各テーマについて、これまでに前期課程及び後期課程を通じて租税法の研究指導に係わってきた。院生が感じている問題意識を大切にしながら、租税法的な思考に基づいて分析的に研究を進めていきたいと考えている。</p> <p>税理士試験との兼ね合いも気になるところであるが、4月以降は本格的に論文を執筆しなければ、提出期限はもとより、国税庁の審査を通過すべく質の高い論文を完成させることは難しい。一定の水準に達するまで主査・副査を交えた指導を行なう予定である。</p> <p>企業会計制度に関する研究</p> <p>会計の世界でもSDGsへの対応が検討されるようになってきた。持続可能な経済社会の実現に向けて会計として何ができるかという問題意識を持っていただきたい。会計制度を研究する場合には、あらかじめ、その背景、会計制度の統合に伴う問題点、および将来の方向性等を整理しておかなければならない。国際化を促したグローバルな証券規制・銀行規制との関連、または適用される場合の企業経営への影響、さらには企業課税制度、労働環境および消費経済社会への影響についても考慮していかなければならないこともある。</p>
指 導 方 針 （ 指 導 の 概 要 ・ 日 程 等）	<p>[修士論文]</p> <p>研究テーマに関係する文献の研究を中心とする。租税法の場合には、可能な限りの文献サーベイと判例データベースの参照が求められる。会計制度研究の場合には外国文献も参照していただきたい。とりわけ IFRS 関係を取り上げる場合には、周知のとおり、IASB のホームページを定期的にチェックするなどして、最新の情報を入手し、理解しておかなければならない。また、裾野の広い研究をしてもらいたいという趣旨で、研究テーマに直接ではないが、関連のある文献（経済・経営・社会）も取り上げられれば良いと考えている。</p> <p>統計的分析手法を駆使した研究の指導はできないが、各種の統計データを使用し、これに分析を加えることは自己の主張を裏付ける意味で重要であると思うので、研究テーマにもよるが、数値データを使用することを推奨したい。</p> <p>[研究調査]</p> <p style="text-align: center;">上記、修士論文指導方針に準ずる</p>